

落札後の注意事項

	項 目	内 容
1	危険負担	買受代金を納付した時点で落札者（買受人）に移転します。 したがって、その後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、落札者（買受人）が負うことになります。
2	契約不適合責任	羽咋市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合について担保責任を負いません。
3	引渡条件	公売財産は、落札者（買受人）が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。
4	羽咋市の引渡義務	・ 「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合、羽咋市は「売却決定通知書」を落札者（買受人）に交付する方法により公売財産の引渡しを行います。 ・ 落札者（買受人）は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売財産の引渡しを受けてください。 ・ この保管人が現実の引渡しを拒否しても、羽咋市は現実の引渡しを行う義務を負いません。
5	返品、交換	落札された公売財産は、いかなる理由があっても返品および、交換はできません。
6	保管費用	買受代金納付期限日に公売財産を引き取らない場合、保管費用がかかることがあります。
7	落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合	・ 買受代金が納付されるまでに公売財産に係る差押徴収金（滞納市税等）の完納の事実が証明された場合、財産を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。 ・ 買受代金の納付前に滞納者などから不服申し立てなどがあった場合、公売の手続は停止します。 ・ 手続停止中は、落札者は買受けを辞退できます。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。 ※公売保証金の返還には、数週間程度かかることがあります。